

様式第三の三（第十二条第三項関係）

(表)	(裏)
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第4項の規定による身分証明書</p> <p>下記の者は、法第13条第1項の規定により、調査を委任された者であることを証明する。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-right: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div> <p>事業者名 職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行 年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">主 務 大 臣 印</p> </div> </div>	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋</p> <p style="text-align: center;">（土地への立入り等）</p> <p>第13条 主務大臣等（第11条第2項第四号に規定する地方公共団体の長を含む。以下この条において同じ。）は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報（当該地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体が行う第11条第1項の規定による防除に関するものに限る。）を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。</p> <p>2 主務大臣等は、第11条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。</p> <p>3 主務大臣等は、その職員に前2項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第1項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。